12	利率	年3.7%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.7}{100}$×$\frac{56}{365}$
14	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和38年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年５月15日

○財務省告示第百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（40年）（第19回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	利回り競争入札発行	額面金額で299,600,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で118,975,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で175,583,150,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で5,041,300,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で20,300,000,000円
7	払込金額	
⑴	利回り競争入札発行	297,143,280,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	20,133,540,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月28日
11	発行価格	額面金額100円につき99円18銭
12	利率	年3.8%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{69}{365}$
14	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和48年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年５月28日

○財務省告示第百六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第472回、第479回、第480回及び第482回）、利付国庫債券（５年）（第153回、第154回、第155回、第157回、第160回、第161回、第163回及び第167回）、利付国庫債券（10年）（第348回、第350回、第351回、第352回、第353回、第354回、第355回、第356回、第357回、第358回、第359回、第360回、第361回及び第362回）、利付国庫債券（20年）（第96回、第101回、第102回、第103回、第104回、第106回、第109回、第112回、第114回、第116回、第117回、第118回、第119回、第121回、第122回、第123回、第124回、第125回、第126回及び第127回）及び利付国庫債券（30年）（第３回及び第４回）